

平成28年度決算における健全化判断比率等の概要

総 括 表

(1)健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内 容	対象範囲	28年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	0.0%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	—	350%	

(2)資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内 容	対象範囲	28年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	—
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合	下水道事業会計 卸売市場事業会計 病院事業会計	— — —	20%	

※「28年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「—」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額及び資金不足額がないことによるものです。
また、将来負担比率が「—」となっているのは、本市一般会計の将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っていることによるものです。

【対象範囲の概要】

